

令和元年台風第19号等における災害廃棄物対策

環境省 環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室

1 はじめに

令和元年度は8月に発生した豪雨災害や9月に発生した令和元年房総半島台風(以下、「令和元年台風第15号」)、10月に発生した令和元年東日本台風(以下、「令和元年台風第19号」)等、全国各地で数多くの自然災害が発生しました。被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。各災害においては、被災自治体の片付けごみ、し尿等の収集運搬、処理等で、多くの事業者、自治体等から御支援をいただきました。改めて御礼申し上げます。本稿では令和元年台風第19号等の振り返りを行うとともに、環境省における災害廃棄物処理に関

する取組について紹介します。

2 令和元年台風第19号等における災害廃棄物対策について

(1) 令和元年台風第15号、令和元年台風第19号の概要

令和元年9月5日3時に南鳥島近海で発生した令和元年台風第15号は、非常に強い勢力となって同月9日3時前に三浦半島付近を通過し、5時前に千葉市付近に上陸しました。この台風による大雨と暴風により、東京都で1名の死者が発生し、千葉県を中心に7万4,900棟を超える住家被害が発生するほか、千葉県を中心に、最大約93万4,900戸の大規

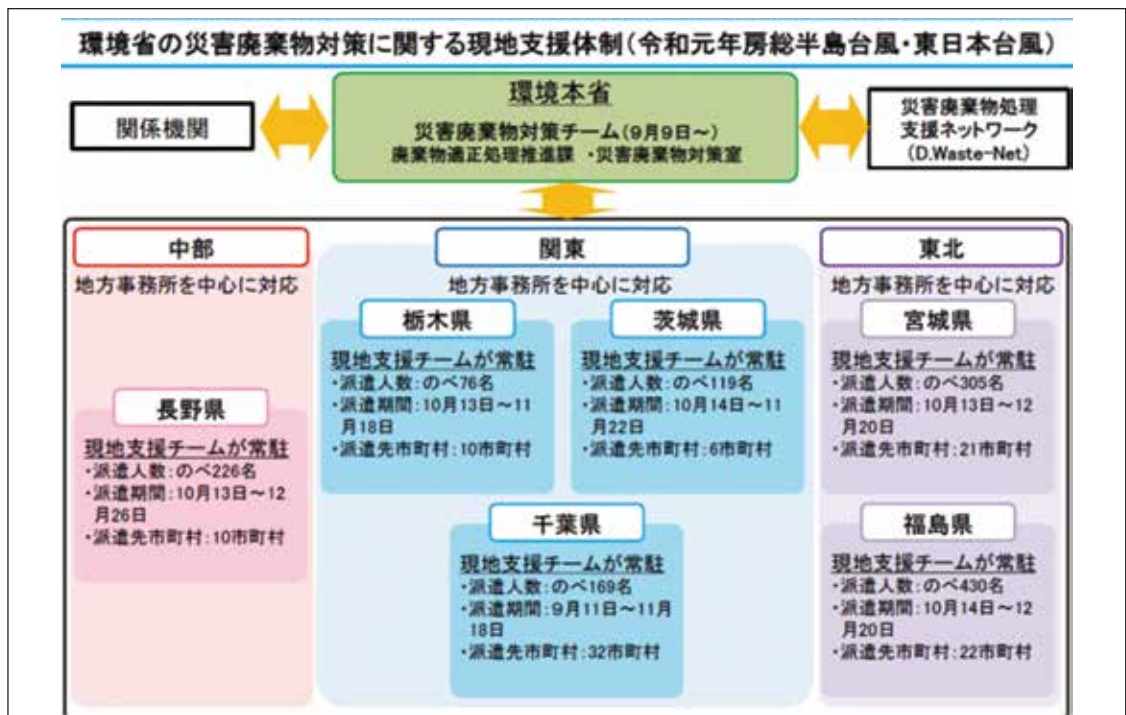


図1 令和元年台風第15号、台風第19号における環境省の人的支援体制

模停電となるなど甚大な被害となりました(令和元年12月5日17:00時点)。

令和元年10月6日3時に南鳥島近海で発生した令和元年台風第19号は、大型で猛烈な台風に発達し、この台風の影響により、多くの地点で3時間、6時間、12時間及び24時間降水量の観測史上1位の値を更新する記録的な大雨となりました。この台風とその後の度重なる大雨により、各地で河川の氾濫、堤防の決壊による浸水、土砂崩れ等が多数発生し、東北地方の太平洋側や関東地方を中心に104名の死者のほか、10万1,000棟を超える住家被害が発生するなど甚大な被害となりました(令和2年4月10日9:00時点)。

令和元年台風第15号及び令和元年台風第19号の被災15都府県における災害廃棄物の推計量は、令和2年2月末時点で約204万トンにのぼっています。被災自治体においては、災害廃棄物処理についてのフローや処理期間、処理方針等を定めた災害廃棄物処理実行計画等の災害廃棄物処理に関する計画・方針が策定されており、それぞれの自治体では処理完了の目標を発災から約1～2年間と定めています。

(2) 環境省の対応

環境省では、人的支援として、発災直後か

ら環境省職員のべ約1,300名及び災害廃棄物処理支援ネットワーク(D.Waste-Net)の専門家を11都県115市区町村に派遣し、技術的支援を実施したほか、環境省が主導して策定した地域ブロックの行動計画等に基づき、支援自治体の廃棄物担当職員のべ約2,200名を6県21市町に派遣しました。

技術面では、仮置場に関して、仮置場の確保に係る調整支援や仮置場の管理・運営に関する助言支援を、収集運搬に関して、防衛省・自衛隊等と連携した災害廃棄物の撤去や県外自治体及び民間団体等によるごみ収集運搬車両の派遣に係る調整支援を、処理に関して、廃棄物の広域処理に係る調整支援や災害廃棄物の発生量推計及び処理実行計画作成に関する助言支援といった支援をそれぞれ実施しました。

特に令和元年台風第19号においては、災害廃棄物中部ブロック広域連携計画に基づき、長野県が被災した際には富山県が支援する割り当てを平時からされていたため、富山県が調整を実施し、富山県内の処理施設での広域処理が実現しました。また、海上輸送も活用され、長野県で発生した災害廃棄物を海上輸送と陸上輸送でつなぎ、三重県の処理施設で受け入れました。さらに、鉄道輸送を活用し

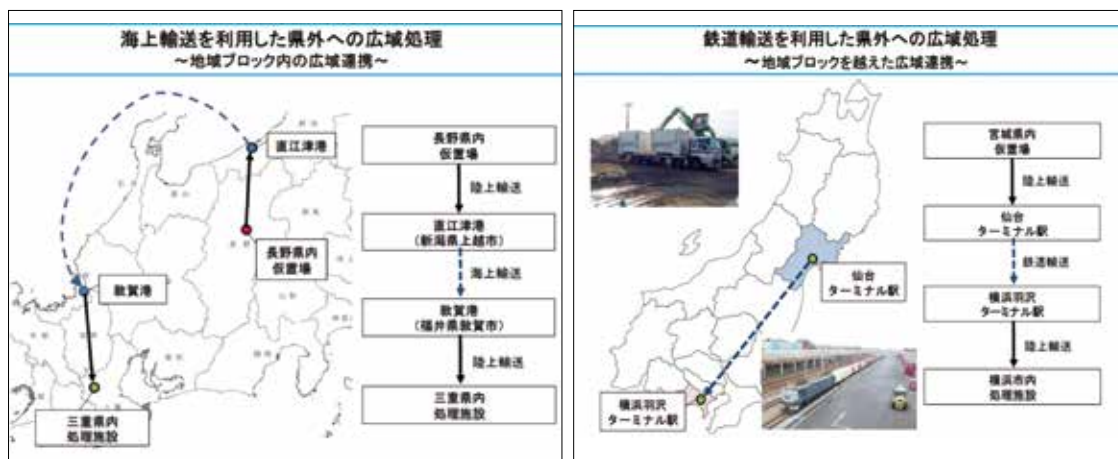


図2 長野県、宮城県からの広域処理

たブロック間の広域処理も実施され、宮城県で発生した災害廃棄物を鉄道輸送と陸上輸送でつなぎ、神奈川県横浜市の施設で受け入れるといった対応がなされるなど、被災自治体で処理できない災害廃棄物の広域処理が進みました。

財政面では、災害等廃棄物処理事業費補助金について、通常は全壊家屋が補助対象のところ半壊家屋の解体撤去費用まで補助対象を拡大するとともに、地方財政措置を拡充しました。また、浸水等により廃棄物処理施設が稼働停止し、処理が滞っている生活ごみ・し尿について、災害時における広域処理に係るかかりまし経費を当該補助金で支援するといった措置を行いました。

加えて、農林水産省と連携した被災した農業用ハウスや稲わら等についての支援スキームの構築、国土交通省と連携した廃棄物・土砂の一括撤去の支援といった、他省と連携し

た取組も実施しました。

さらに、被災地の早期復旧・復興のためには、ボランティア活動と地元自治体の復旧事業等が、連携・協働して行われることが重要です。そこで、令和元年台風第19号で被災した長野県長野市では、市民・ボランティア・自治体・環境省・自衛隊・民間事業者などの官民を越えた多くの関係者が一体となって、災害廃棄物等の撤去を行う「One NAGANO(ワン ナガノ)」という全国のモデルとなり得るプロジェクトが立ち上がりました。具体的には、昼間にボランティア等が街中の災害廃棄物を集積場所に集め、夜間に自衛隊が長野市の管理する仮置場へ移送することで、災害廃棄物を迅速に撤去しました。



図3 「One NAGANO(ワン ナガノ)」紹介資料

3 環境省における 災害廃棄物処理に関する取組

ここでは、令和元年台風第19号の対応以降の環境省における取組を紹介します。

(1) 災害時の一般廃棄物処理に関する 初動対応の手引き

市区町村が災害時初動対応を検討する際の参考となるよう、令和2年2月に「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」を策定しました。本手引きは災害時の初動対応を円滑かつ迅速に実施するために平時に検討して災害時に参照することを目的として災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応手順及び平時の事前検討事項を取りまとめたものであり、市区町村におかれては御活用いただきたく存じます。

<参考資料>

環境省 災害廃棄物対策情報サイト 災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き
http://kouikishori.env.go.jp/guidance/initial_response_guide/

(2) 災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）

最近の災害では、これまで災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員が、仮置場の管理・運営や災害廃棄物処理の実行計画策定、損壊家屋の公費撤去などについて、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で支援を行い、被災地の復旧・復興に大きく貢献しています。一方で、支援のために派遣できる人材がどれくらいいるか、誰に何を頼めるか、具体的に整理されたものが少ない状況です。

このような背景から、災害廃棄物処理を経験した地方公共団体職員を「災害廃棄物処理支援員」として登録し、平時においては自らがスキルアップを図りながら、発災時に被災地を支援して頂くことを目指すことを目的とした「災害廃棄物処理支援員制度（人材バン

ク）」を検討しており、令和2年10月現在、自治体へ職員のご推薦のお願いを行っているところです。

4 おわりに

大規模な災害が発生すると、自治体単独では到底対応することのできない量の災害廃棄物が発生し、この処理においては民間事業者や周辺自治体の協力が不可欠となります。今後も、災害時に発生する生活ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理を適正かつ迅速に実施するため、平時から国、地方公共団体、研究・専門機関、民間事業者等の連携を促進するなど、引き続き、自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進めるとともに、新たに必要な連携方策の検討や既存の連携スキームの深化等を進める所存であります。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理について、一層の御尽力をいただければ幸甚に存じます。

